

I サービスの向上

4 事故防止等安全管理

(1) 銃砲を取り扱う施設の特性を鑑み、射撃場の指定管理業務を行う際の事故防止等の安全性の確保 《記載のポイント》

事故防止に関するマニュアルの作成、職員研修の実施、有資格者の配置等、利用者の事故防止へ向けた取組について具体的に記載してください。

- 利用者の安全確保や事故防止は公の施設の最重要事項であり、特に銃砲を取り扱う当施設では、細心の注意を払う必要があります。当協会は、これまでも「安全はすべてに優先する。」という理念のもと、重大事故等を起こしたことは一切ありませんが、それを過信することなく「利用者に安全に、また、安心して施設をご利用いただくことは、決して簡単ではない。」との認識を持ち、射撃教習指導員等の有資格者を中心に、事故防止等の安全管理を行います。

①有資格者による施設内巡回などを実施します。

- 当施設の利用者は、ビーム・ライフルを除いて、すべて銃砲所持者です。銃砲所持者は、競技用具である銃砲や装弾について、銃刀法および火薬取締法に従って管理しなければなりません。これらの法令を遵守していただけるよう、射撃場各所に注意事項等を記載したポスター等を掲示するとともに、休憩時間中などは、控え室の鍵付き保管庫での銃砲の保管を徹底していただくよう指導するなどの事故防止策を講じます。
- また、射撃教習指導員などの専門的な資格を持つ職員が適宜施設内巡回を行い、法令遵守の徹底を図ります。

②競技会等の主催者への安全指導を徹底します。

- 当施設では、当協会(当協会の関連団体、構成団体を含む)以外が主催者となる競技会等も数多く開催されていますが、これらの主催者に対しても、安全指導を徹底します。
- 競技会等の開催にあたっては、必ず、開催日より前に注意事項等を伝えます。また、当日の受付でも主催者や開催する競技会等のレベルに合わせて適切な安全指導を行うとともに、当協会が主催者に対して行った安全指導が、個々の参加者に伝達されているかどうかの確認も実施します。

③防災訓練を行います。

- 万一の事故・災害等の発生を想定した防災訓練を年2回実施します。訓練では具体的な事故・災害等を想定し、個々の職員が危機管理マニュアルを十分に理解しているかどうか、理解した内容を実際に行動に移せるかどうか(例えば、円滑に避難誘導ができるかどうか)などを確認します。
- また、万一、十分にできなかった部分がある場合には、適切な行動ができるまで、繰り返し訓練を行います。

④体系的に点検を行います。

- 設備・器具等の不具合を原因とする事故を防止するため、点検体系を確立し、組織的・網羅的な点検を行います。具体的には、職員が日常的に実施する「日常点検」をはじめ、法令、県が定めた「業務の基準」などに基づいて実施する「定期点検」のほか、「臨時点検」、「緊急点検」を必要に応じて実施します。

I サービスの向上

【表9:実施する点検】

日常点検	職員が日常的に実施する点検
定期点検	法令、県が定めた「業務の基準」などにに基づき定期的を実施する点検
臨時点検	災害(地震・台風など)発生後に施設の安全を確認する点検
緊急点検	他施設での事故発生時に、同様の事故発生を防止するために実施する点検

(2) 事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針

(対応方針には、利用者に外国人や障がい者、高齢者が含まれていた場合を含む)

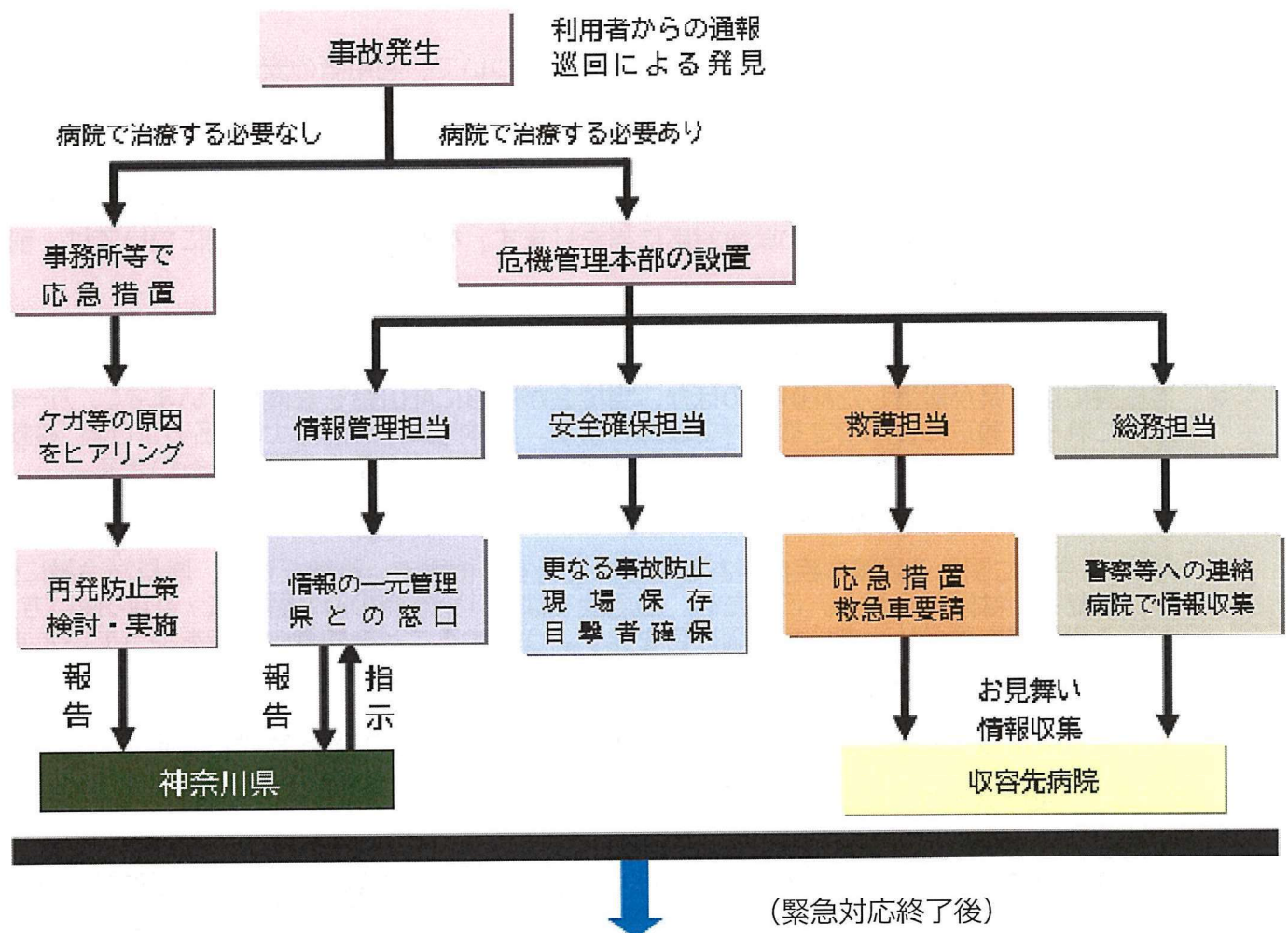
《記載のポイント》

事故や不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案（不法侵入、職員等の心身の喪失、その他施設の利用者及び職員の生命・身体を脅かすような支障等）を認知した際における対応について、利用者の安全確保等の緊急時の体制を含めて具体的に記載してください。

- 万一、事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合には、迅速かつ適切な対応を行うことができるよう、危機管理マニュアルに基づき、当施設を危機管理体制に移行し、利用者の安全確保、被害の最小化などを図ります。
- 事故・不祥事等の認知した場合、速やかに、会長をトップとする危機管理本部を設置します。事故等の場合、危機管理体制として情報を一元化し、県やマスコミ対応の窓口となる情報管理担当のほか、安全確保担当、救護担当、総務担当の4担当を設置し、緊急対応（利用者の避難誘導、負傷者の応急措置等）を行います。
- また、不祥事を認知した場合等(事故等が発生した場合の原因究明を含む)については、危機管理本部の下に、専門家(弁護士等)が加わった調査委員会を設置し、原因究明、再発防止策の検討、処分、事故等発生の場合の緊急対応の検証などを行います。

I サービスの向上

【万一の事故発生時の対応】



①	現場検証	警察への協力、県にも立ち会い要請
②	負傷者へのお見舞い	幹部職員が速やかに病院等へ訪問
③	目撃者等からの情報収集	目撃者等に訪問・電話等で情報収集
④	原因及び再発防止策の検討	専門家や行政担当者を交えた調査委員会で検討
⑤	危機管理対応の検証	迅速かつ適正な対応ができたかどうかの検証

I サービスの向上

(3) 急病人等が生じた場合の対応

- 救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等

《記載のポイント》

事故や震災等の緊急事態が発生した場合における対応について、利用者の安全確保等の緊急時の体制を含めて具体的に記載してください。

- 急病人等が発生した場合、前項目に記載したとおりの危機管理体制を構築し、急病人に対する応急措置、救急車の手配などの緊急対応に当たります。なお、緊急時の体制については、前項目と重複しますので、記載を省略します。

①AEDが適正に使える人材を確保します。

- 当施設には、県が設置したAED1台のほか、当協会が独自にAED1台を設置しています。万一の際、これらを適正に使用できる人材を確保します。具体的には、消防士0B2名および普通救命講習受講済者1名を配置するほか、そのほかの職員もAEDを使えるよう訓練を行います。

②緊急時にAEDを適正に使える工夫を行います。

- AEDは、生命に関わる重篤な疾病がある場合に使用する機器で、訓練だけで、職員が冷静に使いこなせるとは限りません。このため、当協会では、「緊急時の心肺蘇生法・AEDの使い方」という小冊子を作成し、空いた時間に目を通すようにすることで知識の定着を図っています。

③危機対応用具を常備します。

- 万一の利用者のケガ等に備え、救急用具(消毒薬・包帯・三角巾等)を常備します。

④許可銃の一時保管を行うことができる許可を取得しています。

- 許可を受けた銃は原則として、所持許可を受けた本人が保管する義務がありますが、急病等で、救急車で運ばれる際に、銃を持って行くわけには行きません。当協会は、当施設で銃の一時保管を行うことができる許可を受けており、緊急時に、利用者の銃をお預かりすることが可能です。万一の利用者のケガ等に備え、救急用具(消毒薬・包帯・三角巾等)を常備します。

⑤万一の事故等に備え、施設管理者賠償責任保険等に加入します。

- 万一の事故等に備え、以下の保険に加入します。

対象：入場者

射撃場賠償責任補償	身体障害	1名	1億円
		1事故 (免責金額10,000円)	3億円
	財物損壊	1事故 (免責金額10,000円)	200万円
入場者賠償責任補償	身体障害・ 財物損壊	1事故 (免責金額0円)	1億円
入場者傷害補償	傷害死亡・後遺障害		300万円
	傷害入院保険金日額		4,000円
	傷害通院保険金日額		4,000円

I サービスの向上

対象：従業員

死亡・後遺障害補償保険金支払特約	20,000 千円
入院・手術補償保険金支払特約	10,000 円
通院補償保険金支払特約	5,000 円
使用者賠償責任補償特約—1名につき	100,000 千円
使用者賠償責任補償特約—1災害につき	100,000 千円
医療費用補償保険金支払特約	1,000 千円
休業補償保険金支払特約	5,000 円

(4) 新型コロナウイルス等の感染症に対する対応方針

《記載のポイント》

■ 感染防止に向けた取組について、行政との連携、協力体制を含めて具体的に記載してください。

- 新型コロナウイルス感染症等の感染防止のため、以下の取り組みを行います。
 - 体調(発熱等)の確認(測定体温は控えを取ります)
 - マスク着用、手洗い、消毒の呼びかけ
 - ソーシャルディスタンスの確保の呼びかけ
 - ホームページなどで以上の項目の徹底の呼びかけ
- 受付時の体温測定にて明らかな発熱が確認された場合は、その場でかかりつけ医に行くようご帰宅頂くと同時に、通過したと思われる場所の消毒等を行います。
- また、規模の大きな大会や団体のご利用に関しては大会主催者に上記の徹底をお願いすると同時に、参加者全員の体温測定を義務付けます。もし発熱者が出た場合は参加させることはせず、すみやかにご帰宅頂くようお願いいたします。
- また、感染者が発生した場合は消毒や県への報告を行い、その後は行政の指示に従います。

I サービスの向上

5 地域と連携した魅力ある施設づくり

(1) 地域振興に関する取組（集客促進など地域活性化に向けた取組）の内容

《記載のポイント》

地域活性化につながる具体的な取組（地域活性化の観点からの集客促進の取組など）を記載してください。

①競技会、強化合宿等を積極的に誘致します。

- 当施設はクレー射撃場・ライフル射撃場が一体となった全国有数の射撃場であり、また、ナショナルトレーニングセンターに指定されたことから、全国レベル・国際レベルの競技会・強化合宿などの開催増加が確実に期待できます。当協会では、全国や世界各地からお越しいただく方々に地域で宿泊していただき、飲食などを楽しんでいただくことが当施設ができる一番の地域振興であると考えています。このため、例えば競技会や強化合宿などの申し込みがあった際には、地域、特に地元での宿泊を奨めています。
- 今後も、取り組みの継続や一層の強化を図り、当施設での競技会や強化合宿等の開催を地域振興につなげるよう努めます。

②競技会・強化合宿等の開催時に、地元特産品の展示などを行います。

- 県外・国外から多数の参加者が想定される競技会や強化合宿の開催時には、主催者の了解を得た上で、地元商店街・農業協同組合・酪農協同組合などと連携し、地元の物産・野菜・乳製品等の即売会を開催します。
- また、併せて、県内の観光案内のパンフレットの設置も行います。



(2) 地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容

《記載のポイント》

伊勢原射撃場の運営を行う上で、地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携をどのように行っていくのかについて、具体的に記載してください。

①地域の関係機関との緊密な連携体制を構築します。

- 防犯・防災・危機管理対応などの観点から、地域の警察署、消防署、県、市町村、病院、自治会などと緊密な連携関係を構築することは重要です。
- 当協会では、電話やメールだけではなく、直接会うことが大切であると考えており、これまでも、地域の関係機関には、積極的に足を運び、日常的に意見交換・情報交換を行いながら、緊密な連携関係を構築しています。これらは、今後も継続します。

I サービスの向上

②地元雇用を行います。

- 職員採用については、原則として地元雇用としています。地域貢献の観点から、県民を採用することは重要であると考えており、さらに、危機管理対応などを考えると、当施設の近距離在住の方が望ましいことから、伊勢原市、厚木市、平塚市、秦野市などの近隣市町村在住者を優先的に採用しています。今後、退職者が発生した場合も、同様とします。

③競技会・強化合宿などの「おもてなし」にご協力いただきます。

- パリオリンピック・パラリンピックの開催に伴い、国内各地からの選手が参加する競技会・強化合宿等の増加が想定されることから、地元のボランティア団体、婦人会、学校などにもご協力をいただく予定です。具体的には、管理棟等にプランターで花を飾る予定ですが、これらは、地元の方にボランティアで、育てていただこうと考えています。



④会議室の貸出を行います。

- 地元の方々に応援していただける施設にするため、ご希望がある場合は、地元の方々に会議室の貸出を行います。(安全確保のため、立入場所は管理棟と駐車場に限定します。)

(3) 地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容

《記載のポイント》

地元企業への業務委託等をどのように行っていくのかについて、具体的な取組を記載してください。

- 業者選定の手法については、I 1 (4)に記載したとおり、相見積もり等で公平・公正に選定することを原則に、県内企業に優先的に発注します。また、防犯・防災・危機管理対応などの観点から、できる限り近隣の業者を選定することが望ましいと考えており、県内企業の中でも伊勢原市周辺の業者をできる限り優先できるように配慮します。

II 管理経費の節減等

令和5年度～9年度(R5.4.1～R10.3.31)の収支計画書

[令和5～9年度の収入計画]

(単位：千円)

区分	金額	内訳（具体的な積算）
収入	125,127	
利用料金収入	76,192	利用料金収入
事業収入	48,935	事業収入

[令和5～9年度の支出計画]

(単位：千円)

区分	金額	内訳（具体的な積算）
支出	123,140	
人件費	50,150	【内訳書「人件費」】のとおり
事務費（税込み金額）	20,950	
旅費	3,000	旅費
消耗品購入費・印刷製本費	10,000	消耗品購入費、印刷製本費
通信運搬費	1,000	通信運搬費
事務機器賃借料	3,100	事務機器賃借料
その他（各種手数料等）	3,850	その他（各種手数料等）
管理費（税込み金額）	21,654	
光熱水費	4,000	電気使用料、上下水道使用料、ガス使用料
保守点検費（個別に記載）	3,000	
定期清掃費	1,400	定期清掃費
保守点検費	1,300	保守点検費
検査料等	300	検査料、電子標的公認手数料等
業務委託料（個別に記載）	2,924	
夜間警備	400	夜間警備業務委託
鉛弾回収等業務	700	鉛弾回収等業務委託（鉛弾回収等業務に係る産業廃棄物処理を含む）、排水処理プラント汚泥産業廃棄物処理
その他	1,824	その他（上記を除く産業廃棄物処理、害虫駆除、樹木伐採委託等）
減価償却費	3,500	
維持修繕費・工事費	7,800	維持修繕費、工事費
建築基準法に基づく施設定期点検料	430	建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく定期点検
射撃事業費	27,386	
射撃講習費	4,000	射撃講習費
標的等仕入費	23,386	標的等仕入費
公租公課	3,000	
公租公課（消費税等）	3,000	法人税、消費税等

[令和5～9年度の県への納付金]

(単位：千円)

区分	金額	内訳（具体的な積算）
県への納付金額（収入－支出）	1,987	

【内訳書「収入計画」】

【内訳書「収入計画」】

令和5～9年度

金額	積算内訳			
76,192千円	利用料金等収入			
	クレー射撃場 15,034千円			
	学生等	620円	×	700人 = 434千円
	その他の者(県内)	840円	×	10,000人 = 8,400千円
	その他の者(県外)	940円	×	5,000人 = 4,700千円
	専用利用	10,000円	×	150面 = 1,500千円
	ライフル射撃場 10,684千円			
	空気銃射場(学生等)	940円	×	600人 = 564千円
	空気銃射場(その他の者)	1,250円	×	700人 = 875千円
	小口径銃射場(学生等)	1,250円	×	500人 = 625千円
	小口径銃射場(その他の者)	1,560円	×	1,500人 = 2,340千円
	大口銃射場	3,140円	×	2,000人 = 6,280千円
	クレー放出機(※1) 48,950千円			
	学生等	26円	×	50,000枚 = 1,300千円
	その他の者(県内)	29円	×	1,000,000枚 = 29,000千円
	その他の者(県外)	31円	×	400,000枚 = 12,400千円
	NTC	25円	×	250,000枚 = 6,250千円
	電子標的 1,100千円			
	学生等	200円	×	1,100人 = 220千円
	その他の者	400円	×	2,200人 = 880千円
ビームライフル利用料 424千円				
学生等	310円	×	1,200人 = 372千円	
その他の者	520円	×	100人 = 52千円	
48,935千円	事業収入			
	射撃教習受講料 5,490千円			
	クレー	30.5千円	×	156人 = 4,758千円
	ライフル	30.5千円	×	24人 = 732千円
	技能講習受講料 14,520千円			
	クレー	11千円	×	960人 = 10,560千円
	ライフル	11千円	×	360人 = 3,960千円
	標的等販売収入 28,925千円			
	クレー(※2)	17円	×	1,700,000枚 = 28,900千円
	ライフル大口径	250円	×	100枚 = 25千円

注) 網掛部分は、様式2「事業計画書 I 3 (7) 【利用料金表】」において設定した利用料金を記載してください。

注) 積算内訳の項目は、適宜追加して、できる限り詳しく記載してください。

注) クレー射撃の標的1枚に掛かる料金は、(※1)クレー放出機利用料+(※2)クレー代として考えてください。したがって、(※1)で記載した枚数と、(※2)で記載した枚数は同数となります。

【内訳書「標的等仕入費」「人件費」】

【内訳書「標的等仕入費」】

令和5～9年度

金額	積算内訳
23,386千円	標的等仕入支出
	クレー標的
	@ 12.5円 × 1,700,000枚 × 10% (消費税) = 23,375千円
	ライフル標的
	大口徑
	@ 100円 × 100枚 × 10% (消費税) = 11千円

注) 積算内訳の項目は、適宜追加して、できる限り詳しく記載してください。

注) 【内訳書「収入計画」】に係る標的等販売収入で積算した枚数と整合するよう注意してください。